◎新潟県告示第329号

新潟県防災行政無線運用規程(昭和50年5月新潟県告示第590号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改	正後	改 正 前
別表(第3条関係)		別表 (第3条関係)
$1 \sim 3$ (略)		$1 \sim 3$ (略)
4 端末局		4 端末局
(1) 地域機関等		
無線局所呼出名	2称 設置場所	無線局所 呼出名称 設置場所
の種別		の種別
(略)		(略)
VSAT地球 たい7	はい (略)	VSAT地球 たいない (略)
局がわれ	ごむ	┃
VSAT地球 おく7	こい 新潟県新発田地域振興局	
局ないる	ごむ 地域整備部奥胎内ダム管	
	理所	
(略)		(略)
$(2) \sim (4)$ (略)		(2) \sim (4) (略)
5 (略)		5 (略)
6 地方移動系無線局		6 地方移動系無線局
無線局所呼出名	名称 常置場所又は設置場所	無線局所 呼出名称 常置場所又は設置場所
の種別		の種別
(略)		(略)
陸上移動 すいり	ぼう 新潟県新発田地域振興局	陸上移動 すいぼう 新潟県新発田地域振興局
局(車載) しばか	上21 地域整備部	局(車載) しばた21 地域整備部
ll ll	11 11 11	
(")	22 "	22 "
"	11 11 11	
(")	23 "	
(略)		(略)
7 (略)		7 (略)